

# 静岡労働局だより

平成29年度 全国安全週間の取り組みについて
「平成29年度 助成金制度事業主説明会」開催の御案内
静岡県内各信用金庫・静岡労働局「働き方改革包括連携協定」本格始動
平成29年度 静岡県最低賃金の諮問について
新規及び特定労働者派遣事業者を対象とした許可移行説明会について
「仕事休(やす)もつ化計画」まずは、夏季休暇からはじめよう！
静岡県東部地区初！ユースエール認定企業に「社会福祉法人 美芳会」を認定しました
「出張ハローワーク！ひとり親全カサポートキャンペーン」を実施します
静岡県有効求人倍率（平成29年5月内容）



## 平成29年度 全国安全週間の取り組みについて

健康安全課 054-254-6314

平成29年度の全国安全週間は「組織で進める安全管理みんなで取り組む安全活動未来へつなげよう安全文化」をスローガンに、7月1日から7日まで展開されました。

各労働基準監督署では、6月の準備期間中には、事業場を対象とした安全週間説明会を開催し、全国安全週間における実施事項である、事業場トップ自らが率先して職場の安全パトロール等を行い、安全について従業員への呼びかけを行うことなどについての説明を行いました。

また、静岡労働局では7月3日に、高森洋志局長と寄田茂静岡労働基準監督署長により、静岡市駿河区弥生町の鉄骨構造地上6階の校舎4棟、体育館等を建築する常葉大学静岡キャンパス草薙校舎新築工事について局署合同の安全パトロールを実施しました。



現場所長から説明を受ける左端は高森局長、右端は寄田署長

パトロールに先立ち、高森局長から工事関係者へ、パトロールでは県内の建設業における労働災害のうち、依然高い割合を占める「墜落・転落」災害と熱中症に係る対策について重点的に確認することを伝えました。

梅雨入り晴れの真夏日となった中、パトロールを実施し、寄田署長が、パトロール結果の説明と現在、安全管理活動に積極的に取り組んでいるので、今後も引き続き安全に工事を進めて欲しいなどの講評を行いました。

静岡労働局では、今後も引き続き、建設業における災害等防止について、重点的に指導を行うこととしています。

## 「平成29年度 助成金制度事業主説明会」開催の御案内

職業対策課 054-271-9970

**標記事業主説明会を次のとおり開催いたします。多数の方に御出席いただけますよう御案内申し上げます。**

### 1 事業主説明会内容

説明内容	説明者
(1)高年齢者の雇用の現状と雇用管理について 静岡労働局・ハローワークが取り扱う助成金制度について (以下の助成金に特化した説明になります。)	静岡労働局
①キャリアアップ助成金	
②人材開発支援助成金	
(2)高齢・障害・求職者雇用支援機構静岡支部が取り扱う助成金について	(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構静岡支部
①65歳超雇用推進助成金	
②障害者雇用納付金制度に基づく各種助成金	

### 2 日程及び会場

地区	開催日 (締切日)	会場	定員
沼津	7.25 (7.18)	ブラザヴェルデ	250人
浜松	7.27 (7.20)	アクティシティ浜松 コンgresセンター	300人
静岡	8.3 (7.27)	静岡商工会議所	250人

※開催時間は、すべて13:30~16:00(受付時間13:10~)

※申込み締切日前に申込み人員が定員に達した場合には、その時点で受付を終了させていただきます。また、複数名で出席の申し込みをされた場合には、出席人数の調整をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。(その際には、電話にてご連絡いたします。)

お問合せ先……静岡労働局職業安定部職業対策課

## ～県内409店舗の信金ネットワークとハローワーク12所が連携協力し、県民サービスを展開～

静岡労働局（局長：高森洋志）と一般社団法人静岡県信用金庫協会（会長：御室健一郎）とが平成28年12月6日に締結した「働き方改革についての包括連携に関する協定」に基づき、県内各信用金庫と静岡労働局及び県内各公共職業安定所（以下「ハローワーク」と言います。）との連携が東海財務局静岡財務事務所（所長：児玉光載）のバックアップもあって下記のとおり具体化しました。

こうした県内全信用金庫と県内全ハローワークとの組織的な取組みの具体化は、金融機関との連携協定の中で盛り込んだのは、全国初のものとなります。

(※)連携の主な具体例は次のとおりです。

- ・ ハローワーク発行の求人情報誌を県内12信用金庫が指定する店舗内（ATMコーナーなど）に定期的に備え置きする。
- ・ 県内12信用金庫職員が企業（特に人材不足に悩む企業）を訪問する際に、ハローワーク職員等が同行し、より効果的な求人手法等についてアドバイスを行う。
- ・ 各信用金庫の職員向け又は顧客向けの働き方改革や労働関係助成金等にかかるセミナーを開催する。
- ・ 各信用金庫の支店長会議等の場に、ハローワーク職員が出席し、雇用失業情勢や他の機関との連携状況等について説明を行う。
- ・ 各信用金庫に、労働関係の相談が寄せられた場合は、相談内容に関する労働行政窓口等の案内を行う。

## 平成29年度 静岡県最低賃金の諮問について

賃金室 054-254-6315

### 静岡県最低賃金の改正に向けた審議が始まりました

平成29年7月3日（月）、本年度第1回目の静岡地方最低賃金審議会（※）（篠原光秋会長）が開催され、静岡労働局長（高森洋志局長）は、同審議会に対して、静岡県最低賃金の改正について諮問を行いました。

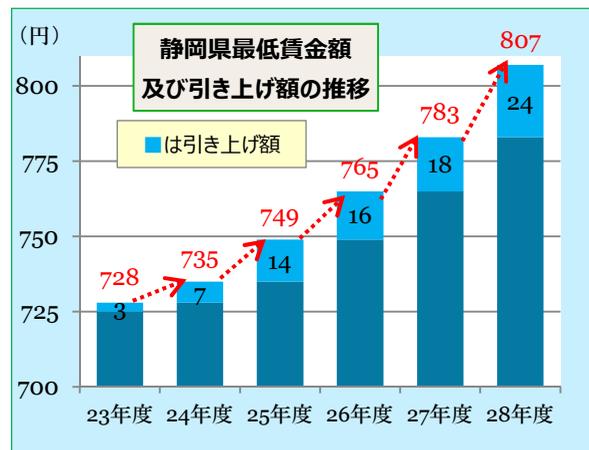
同審議会では静岡県最低賃金専門部会を設置し、今後、7月下旬に中央最低賃金審議会から示された目安答申を尊重しつつ、諸般の事情を総合的に勘案しながら、8月中の結審を目指し、集中的に審議を行います。

引き続き、答申結果等についても、本紙面でお知らせする予定です。

(※)静岡地方最低賃金審議会は、公益、労働者、使用者代表の委員15人で構成されています。金額審議に当たっては、同審議会の下に専門部会を設置し、中央最低賃金審議会から示される目安額（全都道府県をABCDの4つのランクに分けて改定額の「目安」を提示しており、本県はBランクに属します。）、賃金実態、各種経済指標等を参考に審議を行い、最低賃金の改定等の答申を行います。



高森労働局長(写真左)から諮問文を受け取る篠原会長(写真右)



## Report

5月23日、24日の2日間、ハローワーク焼津において、中学生のインターンシップを実施しました。「封書作り」や「行政事務補助」の業務を体験した生徒2名から、お礼のお手紙が届きました。

お手紙には、「想像していたよりも大変な仕事だった。」「挨拶の大切さと丁寧な言葉で親切な対応が大事だということを学んだ。」等の感想が書かれていました。

この体験は、参加された生徒達の進路選択にきっと役に立ってくれるものと思います。

中小零細の警備会社に対して、仮眠時間の賃金未払いがないか、産業医及び衛生管理者の選任や36協定の届出等が適正に行われているか、指導強化を求める御意見をいただきました。

警備業につきましては、定期監督等で指導を行ってまいりましたが、適正な事業運営がなされるよう引き続き指導監督を進めてまいります。



労働者派遣事業は、「特定労働者派遣事業」と「一般労働者派遣事業」という区分がありましたが、平成27年9月の法改正により、この区分は廃止され、すべての労働者派遣事業は、新たな許可基準に基づく「許可制」に一本化されました。

経過措置が設けられ、すでに特定労働者派遣事業を行っている事業者については、平成30年9月29日までの間については、引き続き、現在の「特定労働者派遣事業」の範囲で事業を営むことができますが、平成30年9月30日以降も派遣を続けたいということであれば、新たに許可を受けていただく必要があります。

需給調整事業課では、新規及び旧特定労働者派遣事業者を対象に許可移行についての説明会を実施しています。

### 平成29年度 新規及び特定労働者派遣事業者を対象とした許可申請説明会

開催日時	開催予定日をご確認のうえ、申し込み願います。(やむを得ず開催日及び会場を変更する場合があります。) 午前9時45分～午前11時45分(特定派遣の届出を行っていない事業者については午前9時～)				場所	静岡市葵区追手町9-50 静岡地方合同庁舎内会議室 (できる限り公共交通機関をご利用ください。)
	8月10日	(木)	A M	小会議室	対象者	労働者派遣事業の許可申請をお考えの事業所の担当者
	8月14日	(月)	A M	大会議室	定員	20名程度(先着順)
	8月15日	(火)	A M	大会議室	主催	静岡労働局 職業安定部 需給調整事業課
	9月13日	(水)	A M	大会議室	内容	①労働者派遣事業の許可基準
	9月15日	(金)	A M	大会議室		②申請書類の記載方法
						③派遣事業運営上の留意事項

開催日時、申込については、静岡労働局ホームページをご覧ください。(http://shizuoka-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/)

### 「仕事休(やす)もっ化計画」 まずは、夏季休暇からはじめよう!

雇用環境・均等室 054-254-6320



#### 土日・夏季休暇と年次有給休暇を組み合わせると連続休暇に!

今年は、週休2日制の会社で、8月13日(日)～15日(火)を夏季休暇とした場合、「山の日」(祝日)により5連休となります。ここに年次有給休暇をプラスすると6連休となります。

暑い夏、仕事休もっ化計画を実践しましょう。

### 静岡県東部地区初! ユースエール認定企業に 「社会福祉法人 美芳会」を認定しました

職業安定課 054-271-9950

静岡労働局は、青少年の雇用の促進等に関する法律(通称:若者雇用促進法)に基づくユースエール認定企業として、平成29年6月1日に「社会福祉法人 美芳会」を認定しました。平成29年度第1号で、静岡県東部地区では初の認定企業です。(平成29年6月30日現在 8事業所認定)

認定に伴い、6月19日には、静岡労働局にて高森労働局長より美芳会 大塚理事長へ認定書が交付されました。



△認定書の交付式

上段左より 橋本安定課長、澤田安定部長、渡邊富士所長  
下段左より、大塚理事、大塚理事長、高森労働局長



«ユースエール認定マーク»

#### ユースエール認定企業とは

平成27年10月1日に施行された「青少年の雇用の促進等に関する法律(通称:若者雇用促進法)」によって創設され、若者の採用・育成に積極的で、離職率・有給休暇取得実績などが一定基準を満たしており、若者の雇用状況などが優良な中小企業を認定する制度です。

認定企業になると、ハローワーク等で企業のPRを積極的に行うほか、自社の商品、広告などに認定マークの使用が可能となります。また、一部助成金の加算が受けられます。

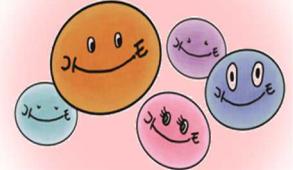
ひとり親の就労支援のため、児童扶養手当を受給している方が児童扶養手当の現況届を各地方公共団体に提出する8月の時期に合わせ、県内各ハローワークが、地方公共団体の福祉事務所等に臨時相談窓口等を開設する「出張ハローワーク！ ひとり親全カサポートキャンペーン」を実施します。

1 実施期間 平成29年8月1日（火）から8月31日（木）まで

2 主な内容

- (1) 臨時相談窓口の設置  
上記期間中において、県内の地方公共団体の福祉事務所等に、各ハローワークの臨時相談窓口等を設置し、児童扶養手当受給者に対してきめ細かな職業相談を実施します。
- (2) リフレットの作成・配布等  
キャンペーンに係るリフレットを作成の上、地方公共団体を通じて配布する他、臨時相談窓口の看板の掲示等、対象者への周知を実施します。

がんばるあなたを  
ハローワークが応援します !!



『親と子どもたち一人ひとりのための  
「すくすくサポートプロジェクト」』

また、各ハローワークでは、地方公共団体の福祉事務所等との連携のもと「ワークライフサポート事業」を実施しています。臨時相談窓口の開設日以外でも、ハローワークでは、ワークライフサポート事業により、随時ひとり親等の就労支援を行っています。

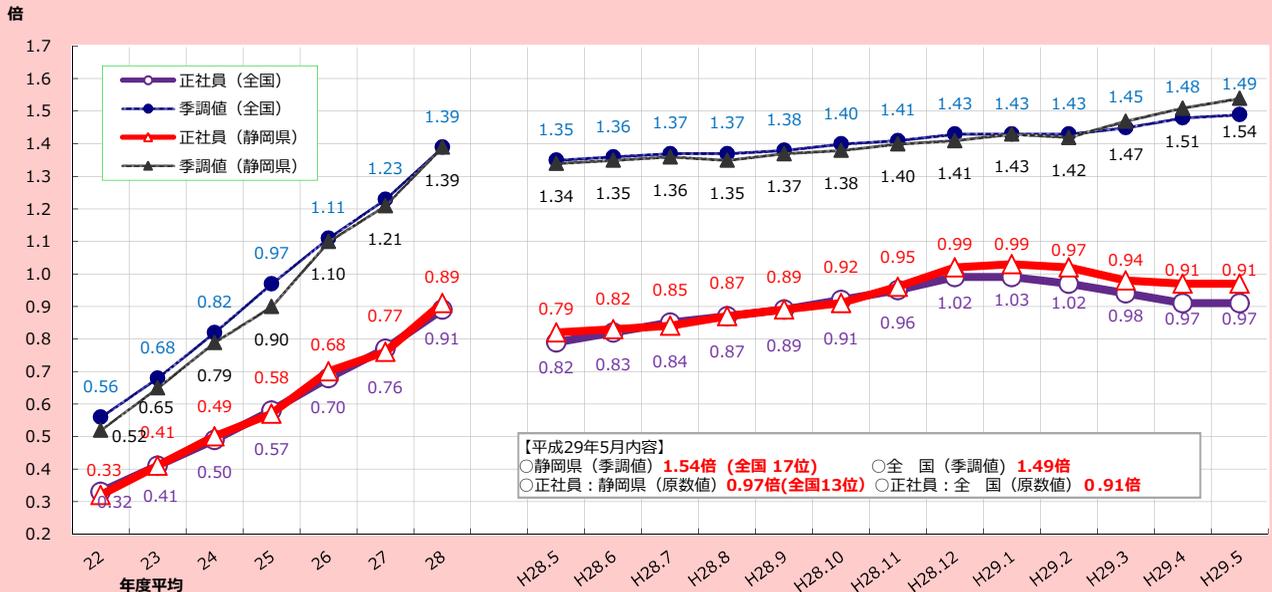
ワークライフサポート事業とは

児童扶養手当受給者、生活保護受給者、生活困窮者自立支援法の支給対象者等の就労支援のため、地方公共団体の福祉事務所等とハローワークによる就労支援チームが福祉相談と就労支援を連携して実施する事業です。

静岡県有効求人倍率（平成29年5月内容）

職業安定課 054-271-9950

◎有効求人倍率は1.54倍となり、前月を0.03ポイント上回った。前月、24年11か月ぶりに1.5倍台となり、2か月連続で1.5倍台で推移している。全国値は1.49倍（対前月差0.01ポイント上昇）。全国値を3か月連続で上回った。



死亡事故災害発生状況

	H29年		前年同月
	6月発生分	累計	
製造業	2	7	6
建設業	1	1	5
運輸業	0	3	3
農林業	0	0	0
その他	0	1	1
合計	3	12	15

平成29年6月30日現在

編集/発行

静岡労働局 雇用環境・均等室

〒420-8639

静岡市葵区追手町9番50号（静岡地方合同庁舎3階）

T E L <054>254-6320

F A X <054>254-6543

<http://shizuoka-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>